

障害者手帳等を交付されていない皆さんへお知らせ

障害者控除対象者認定書の交付を受けた方は 住民税・所得税の障害者控除が受けられます

「池田町障害者控除対象者認定に関する要綱」により障害者控除対象者認定書を発行された方は、障害者手帳等が交付されていなくても、住民税・所得税の障害者等控除が受けられます。該当と思われる方は、認定書発行の申請手続きを行ってください。なお、所得税・住民税が課税されない方は申請の必要はありません。

<対象者>

65歳以上で池田町障害者控除対象者認定基準に該当する方

ただし、手帳の提示で証明となる 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方は除きます。

- ・介護保険の要介護状況区分で要介護1以上の方
- ・介護保険の要介護認定があり、認知症の症状が基準に該当する方(裏面参照)

池田町に住民票があり、北アルプス広域連合(大北5市町村)の介護保険被保険者証をお持ちの方(池田町から老人ホーム等の施設へ入所された方はお問い合わせください)

<基準日>

所得税法等の基準により毎年12月31日現在の状況により認定します。

(対象者が死亡した場合は死亡の時)

<申請方法>

認定を受けようとする対象者またはその家族等は「池田町障害者控除対象者認定申請書」に必要事項を記入し、申請者及び対象者の捺印の上、池田町総合福祉センター・やすらぎの郷内 池田町健康福祉課地域包括支援センターまで提出してください。※申請がないと認定書を発行できませんのでご注意ください。申請書は総合福祉センターに用意してあります。

<申請場所・問い合わせ先>

池田町健康福祉課 地域包括支援センター (池田町総合福祉センター・やすらぎの郷内)

電話：0261-61-5000 ファクス：0261-62-9441

Eメール：shien@town.ikeda.nagano.jp

認定書は単年のみ有効です。

昨年認定を受けた方も、再度認定を受ける必要があります。

対象者への個別通知はしておりませんので、必要な方は申請手続きを行ってください。

池田町障害者控除対象者認定基準

障害者控除対象者認定区分		障害者控除対象者認定基準	
	障害者控除範囲	障害者等の区分	要介護状態区分等
障害者	所得税法施行令第 10 条第 1 項第 7 号の規定による同項第 1 号又は同項第 3 号に掲げる者に準ずる者及び地方税法施行令第 7 条第 7 号の規定による第 1 号又は第 3 号に掲げる者に準ずる者	要介護認定者	「要介護度 1 又は 2」の方
		認知症高齢者	認知症高齢者の日常生活自立度 ^{※1} が「Ⅱ」の方 (たびたび道に迷う、買い物等にミスが目立つ、服薬管理ができないなどの日常生活に支障をきたすような症状等が多少みられても誰かが注意していれば自立できる)
		障害高齢者	障害高齢者の日常生活自立度 ^{※2} がランク「A」の方 (介助なしには外出しない)
特別障害者	所得税法施行令第 10 条第 2 項第 6 号の規定による同項 1 号又は同項第 3 号に掲げる者に準ずる者及び地方税法施行令第 7 条の 15 の 11 第 6 号の規定による第 1 号又は第 3 号に掲げる者に準ずる者	要介護認定者	「要介護度 3、4 又は 5」の方
		認知症高齢者	認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅲ」、「Ⅳ」又は「M」の方 (着替え、食事、排泄が上手にできないなど日常生活に支障を来すような症状等が見られ、介護を必要とする)
	寝たきり高齢者	障害高齢者の日常生活自立度がランク「B」又は「C」の方 (屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッドでの生活が主体である)	
	所得税法施行令第 10 条第 1 項第 6 号の規定に準ずる者及び地方税法施行令第 7 条第 6 号の規定に準ずる者	寝たきり高齢者	常に就床を要し、複雑な介護を要する者において、障害高齢者の日常生活自立度がランク「C」の方 (一日中、ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する)

- ※1 認知症高齢者の日常生活自立度とは…認知症である老人の日常生活自立度判定基準
(平成 5 年 10 月 26 日老健第 135 号厚生省老人福祉局長通知)に基づく対象者の認知症の程度をいう。
- ※2 障害高齢者の日常生活自立度とは…障害老人の日常生活自立度(寝たきり度)判定基準
(平成 3 年 11 月 18 日老健第 102—2 号厚生省大臣官房老人保健局部長通知)に基づく対象者の寝たきり度をいう。
- ※3 池田町障害者控除対象者認定に関する要綱(平成 20 年 1 月 25 日告示)に基づく